

## 宮城県介護事業所等への応援職員派遣支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により職員が不足し、サービスの提供が困難となった介護サービス事業所及び介護施設等（以下、「事業所等」という。）が、サービスの提供継続のため、他の施設等からの応援職員の派遣を要した場合に、当該派遣に伴い生じた費用の内の以下に定める費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び生活困窮者就労準備支援事業費補助金交付要綱（令和元年11月15日厚生労働省発社援1115第1号厚生労働省事務次官通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、「介護サービス事業所」とは、別表1における通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

2 この要綱において、「介護施設等」とは、別表2に記載した施設をいう。

### (補助金の交付対象)

第3 補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、事業所等の内、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 応援職員の派遣元となる事業所等であって、応援に係る費用を負担した者
- (2) サービスの提供継続のために、県のあっせんを受けて職員の短期雇用を行った事業所等

### (補助対象経費及び補助金額)

第4 補助対象経費及び補助金の額は、別表3に定める。

2 前項の補助対象経費は、同一法人の運営する事業所等の間で応援職員の派遣を行った場合の経費も含めるものとする。

### (交付申請及び実績報告)

第5 申請者は、応援職員の派遣又はホテル等宿泊施設での宿泊が終了した日から20日以内に、様式第1号にその他の必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により前項に規定にする日までに提出ができないときは、あらかじめ知事に報告し、その定めるところに従うものとする。

### (交付決定及び額の確定並びに支払)

第6 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告があったときは、規則第4条及び第13条に基づき交付決定及び補助金の額の確定を行い、併せて補助金を支払うものと

する。

2 補助金を交付することが不相当であると認めるときは、不交付決定について、様式第2号により理由を付して通知するものとする。

(書類の提出)

第7 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

(関係書類の保管等)

第8 申請者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに応援職員を派遣したものについて適用する。

《別表1》

<p>通所系サービス事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に基づく以下の事業所</li> <li>通所介護事業所</li> <li>地域密着型通所介護事業所</li> <li>療養通所介護事業所</li> <li>認知症対応型通所介護事業所</li> <li>通所リハビリテーション事業所</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）</li> </ul>
<p>短期入所系サービス事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に基づく以下の事業所</li> <li>短期入所生活介護事業所</li> <li>短期入所療養介護事業所</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）</li> <li>認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）</li> </ul>
<p>訪問系サービス事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に基づく以下の事業所</li> <li>訪問介護事業所</li> <li>訪問入浴介護事業所</li> <li>訪問看護事業所</li> <li>訪問リハビリテーション事業所</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>夜間対応型訪問介護事業所</li> <li>小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）</li> <li>居宅介護支援事業所</li> <li>福祉用具貸与事業所</li> <li>居宅療養管理指導事業所</li> </ul>

《別表 2》

介護施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法に基づく以下の施設             <ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護医療院</li> <li>介護療養型医療施設</li> <li>認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）</li> </ul> </li> <li>・ 老人福祉法に定める以下の施設             <ul style="list-style-type: none"> <li>養護老人ホーム</li> <li>軽費老人ホーム</li> <li>有料老人ホーム</li> </ul> </li> <li>・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に定めるサービス付き高齢者住宅</li> </ul>
-------	---

《別表 3》

対象経費	補助率	補助額
応援職員の旅費及び宿泊費（応援派遣後に濃厚接触者として療養を要した場合の宿泊費も含む） 保険料（労災保険及び感染症対策に係る任意保険等）	10 / 10	実費
派遣される職員の衛生用品購入費	定額	5 千円